

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynumber/mynumber.html

執行機関名 荒川区長

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	91	
番号法別表第2の項	113	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第10の項 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	学校教育法	荒川区就学援助実施要綱第1条
事務の趣旨又は目的	第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定及び関係法令に基づき、経済的理由により就学の困難な児童及び生徒の保護者に対して、荒川区がその就学に必要な経費を援助し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
独自利用事務の関連規範		荒川区就学援助実施要綱 第1条

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	荒川区就学援助実施要綱 第1条
事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。八及び次号八において「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	就学援助費(ただし医療費は除く。)の認定審査に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	荒川区就学援助実施要綱第2条(2)ア
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	申請した保護者の同一生計世帯に属する世帯全員に係る市町村民税に関する情報
備考		